

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 8 回臨時会 10月12日 開 会
10月12日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 10 月 12 日（水曜日）

第 8 回南三陸町議会臨時会会議録

平成28年第8回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成28年10月12日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	最知 明 広 君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼地域生活課長	阿部修治君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	阿部明広君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝志
総務係長 兼議事調査係長	畠山貴博

議事日程 第1号

平成28年10月12日（水曜日）

午前9時59分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告

第 5 議案第 1 4 2 号 業務委託契約の締結について

第 6 議案第 1 4 3 号 業務委託契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 6 まで

午前9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。朝晩すっかり涼しく寒くなってまいりましたので、季節の変わり目ですので体調管理をしっかりなさっていただきたいと思います。本日の臨時会、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第8回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、10番山内昇一君、11番菅原辰雄君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成28年第8回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第7回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、南三陸町子育て世帯応援券支給事業についてご報告を申し上げます。

本事業は、南三陸町総合戦略に掲げる新たな子育て支援事業として、町内の子育て世帯における経済的負担の軽減を図ることを目的に、出生または小学校に入学する子供の保護者に対し南三陸町商店会連合会が発行する商品券を支給する事業であります。第1回目の支給につきましては、9月27日に出生分としまして29名に対し147万円分の商品券を支給いたしました。内訳としましては第1子が14名、第2子が9名、第3子以降が6名となっております。今後、出生に対する支給に加え、小学校入学に係る支給準備を進めるとともに、広く本事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、志津川中央団地の造成工事における宅地擁壁の施工不良に関する原因の究明・検証並びに再発防止等について、独立行政法人都市再生機構URから町に対し最終報告がありましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

今般の施工不良に関しましては、本年7月13日、URから町に対し施工不良の原因及び再発防止対策について中間報告が提出されており、その内容については翌14日に開催されました南三陸町議会東日本大震災対策特別委員会においてURから説明がなされたところであります。今回の最終報告では中間報告において報告のあった施工不良に関する原因及び再発防止策等に加え、問題が明らかとなった中央団地の宅地擁壁工事以外の工事、これまでに当町がURから引き渡しを受けた全ての施設の工事について、UR及び飛島・大豊・三井共同建設コンサルタント南三陸震災復興事業共同企業体において品質確保の総点検を実施した結果、ふぐあいは確認されなかったとされております。また、現在の中央団地Aブロックの宅地擁壁の再施工の進捗状況についてであります。今月7日の時点で擁壁の再設置、あるいは補修工事が必要となる27区画のうち、施工が完了した区画が20区画、施工中の区画が7区画という状況であり、全ての宅地擁壁の再施工の完了は12月の中旬となる見通しであります。なお、同団地Bブロックの宅地擁壁の再施工については7月20日に完了し、移転を予定されている方々に対し既に引き渡しを行っております。

町といたしましてはURに対し、宅地擁壁の再施工に関しては移転される方々の住宅建築

のスケジュール等への影響を最小限に抑えるよう強く伝えてきたところではありますが、これに加え、今後においては確実な施工についても、これまで以上に配慮するよう重ねて申し伝えておりますとともに、町といたしましても現場等において適宜必要な指示を行う等により、工事成果物の品質の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

なお、志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良についての質疑は、この後開催されます東日本大震災対策特別委員会において行ってください。

午前10時05分 休憩

午前10時29分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 資料の中で2つほどちょっと今見たんですが、1ページ目。

入谷の伝習館の塗装工事ですか、この辺の内容についてちょっとお知らせいただきたいと思います。

次のページ、平成28年度の中山間地の歌津中山地区ですか、これらの状況、現在のその工事進捗とそれから今後の計画予定みたいなことがありましたらお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、2点お答えしたいと思います。

1点目の入谷の文化保存伝習館でございます。建築されてから三十数年を経過したということで、屋根が瓦ではなくて鋼板といいますか、金属のものでございまして、大分さび等が発生をしているということで、さびを落として塗装し直したという内容でございます。既に9月30日に工事が終了いたしまして、昨日、竣工検査を実施したところでございます。

2ページ目の中山川外測量設計業務でございます。中山と大沼地区それぞれ小規模な河川がございましてけれども、ちょうど直接海に面しているということで、防潮堤の工事、それから県道と工事が重なっております。それらの調整がつかしましたので、改めて現地の測量をして設計をするという内容でございまして、設計、それから用地の取得が終わり次第、工事に入っていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 済みません、ちょっと間違えて言いました。

歌津の工事というのはあれですか、随分入札業者がいっぱいいるようなんですが大面積なんですか。この委託業務という内容がちょっと不明なんです、その辺ちょっとお知らせいただきたいと思います。

それから、入谷のさび落としですか、9月30日に工事終了済みということで大分よかったなと思っています。あの辺は山に囲まれていわゆる日照がなくて、いつもしめったような状態で環境が悪いようなので屋根の傷みもひどいと思いますが、中のほうも前は、生産森組なんかで事務所に使っていたと思いますが、ちょっとその後行ってみませんが、かなり乱雑になっているのでその辺の整理の方法も検討してみてもいいでしょうか。場所はどうしても変えられないと思いますので、屋根は適時にやっぱり修理、補修はすべきだと思いますが、中のほうはどうでしょうか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） じゃあ2ページからです。

今回、指名競争入札ということで入札を執行してございます。工事的にはそれほど難しい設計内容ではないんですが、基本的には1時間程度で現場に来られる業者ということで登米市、それから石巻市内に本社または営業所がある会社を選定させていただいたら、たまたま10社という結果でございました。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 伝習館の内部の今文化財が仮に置いてあるところなんですけれども、今後、収蔵場所も含めまして検討していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休憩

午後1時36分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第142号 業務委託契約の締結について

日程第6 議案第143号 業務委託契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第142号業務委託契約の締結について、日程第6、議案第143号業務委託契約の締結について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第142号及び議案第143号の2議案、業務委託契約の締結についてをご説明申し上げます。

本2議案は、志津川地内で施工中の被災市街地復興土地区画整理事業関連橋梁整備区間及び復興拠点連絡道路志中大橋整備区間の河川整備工事について、早期完成を図るため宮城県と本町において工事の受委託に関する協議を行い、町が河川整備工事の一部についてこれを受諾する内容で協定を締結いたしましたので、今回志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業を委託しております独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部との随意契約により業務委託契約を締結したいので、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、まず議案第142号について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料、3ページをお開き願います。

委託業務の名称としまして、二級河川新井田川水系新井田川河川整備事業に係る業務委託（その２）でございまして、委託場所として南三陸町志津川地内、新井田川に町で架設する橋梁４本ございますが、その橋梁４本の上下流に位置してございます。

業務委託概要としまして、４橋ございます。

５ページの位置図をあわせてご参照いただければと思います。

まず大森橋でございます。国道45号から大森地内へ向かい漁港に至る道路に架設する橋梁の上下流でございますが、施工延長100メートル、護岸工面積6,034平米、盛り土工3万7,100立米、仮設工一式でございます。

次に、天王前橋でございます。高台避難道路として整備している路線でございまして、国道45号から丸平木材の横を通りまして現在の役場庁舎、テニスコート付近に至る道路に架設する橋梁の上下流でございますが、施工延長75メートル、護岸工面積1,840平米、盛り土工1,000立米、仮設工一式です。

次に、天王山橋です。復興拠点連絡道路として整備している路線でございまして、国道45号から志津川東団地、その先の東浜団地へと至る道路に架設する橋梁の上下流でございます。施工延長50メートル、護岸工面積358平米、仮設工一式でございます。

次に、新井田橋でございます。国道45号から区画整理で整備しました区画に至る道路に架設する橋梁の上下流でございますが、施工延長60メートル、護岸工面積430平米、仮設工一式でございます。

通常管理者が違うもの同士で施工する場合、橋梁は橋梁管理者、河川整備は河川管理者での施行となりまして、施工業者が複数となって、施工調整を行いながら、またふくそうもしながら施工しなければならず、工事安全のリスクが上がったり、施工時間が多くかかったりとデメリットの発生が予見されます。このため、河川管理者の宮城県と橋梁管理者の南三陸町におきまして工事の早期完成や安全を図るため、工事受委託に関する協議を行い、町が河川整備を受託する内容で協議を締結することとしたことによりまして、現在志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業を受託している独立行政法人都市再生機構を相手方としまして業務委託契約を締結したいというものでございます。

なお、河川整備に必要な事業費につきましては、宮城県より受託金としていただきますので、町負担はございません。

３ページの４番の契約方法から７番の前払い金につきましては、記載のとおりでございます。業務委託期間でございますが、本契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで3カ年債務で

の業務委託期間としてございます。

議案関係参考資料4ページには、業務委託の仮契約書を添付してございます。

6ページから9ページにつきましては、それぞれ4橋の橋梁一般図を添付してございまして、赤く着色した部分が今回の業務委託の部分となっております。

次に、議案第143号について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料、10ページをお開き願います。

委託業務の名称としまして、二級河川八幡川水系八幡川河川整備事業に係る業務委託でございまして、委託場所としまして南三陸町志津川地内、今の志中大橋の下流側で整備を進めております新しい志中大橋の上下流でございまして。

業務委託概要といたしまして、志中大橋、国道398号から志津川中央団地を通過して国道45号に至る復興拠点連絡道路に架設する橋梁の上下流でございまして、施工延長130.4メートル、護岸工面積3,625平米、盛り土工2,280立米、仮設工一式でございまして。

こちら先ほどと同様の理由によりまして、河川管理者の宮城県と橋梁管理者の南三陸町におきまして工事の早期完成や安全を図るため、工事受委託に関する協議を行い、町が河川整備を受託するという内容で協定を締結することにしたことによりまして、現在志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業を受託いたしております独立行政法人都市再生機構を相手方としまして業務委託契約を締結したいものでございまして。

4番の契約方法から7番の前払い金につきましては、記載のとおりでございまして。

業務委託期間としまして、本契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで3カ年の債務での業務委託としてございまして。

議案関係参考資料11ページには、業務委託仮契約書を添付してございまして。

12ページには位置図を、13ページには橋梁一般図を添付してございまして、赤く着色している部分が業務委託内容となっております。

以上で細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まさかと思っていたんですが、この設計した業者、字が小さくてなかなか読みづらいんですが、わざと小さくしたのかどうかわかりませんが、飛島・大豊・三井共同コンサルタントですか、例の3社ですね、例の3社。またここでお願いしているんですか。何なんですか一体。こういうことはいはいと認めるとして出してよこすというあなた方

がおかしいよ。何なんだよ、これ一体。議会をなめているんですか、それともあなた方がすっかり丸められているんですか。どっち。驚きました。

このUR都市再生機構というんですか、丸投げというか、自分のところで施工できないので業者に丸投げしている団体だということはわかっていたんですけども、何年前に、あのときは民主党政権のときでしたが、危なく、何ていうんですか、処理というんですか、仕分けというんですか、なくなりそうになった団体といいますか、それがこの東日本大震災で仕事がいっぱいできたということで今やられているようですが、町が契約を結ぶ相手ですから、その相手方の内容というものもよく知らなくてはならないのではないかなと、そういった思いで質問するんですが、平成27年度に各省庁から天下りした人数を聞いてもわからないかな。難しいね。本来はそのぐらい説明しないと議会で議決する相手方ですから、内容がよくわからないで、ただいいですよというわけにはいかない。

どうなんです、この問題を起こした業者がさらにこの設計を組んでやるということについて、皆さん、何とも思いませんか。これだけ問題になって、特別委員会まで開いて、言いわけの文書を出して、時間を割いて、質疑をして、さらにまたここにお願ひするということになる一体何を考えているのかなという感じがするんですが、こういうことを南三陸町民、何と思うと思いますか。どのように思うと思いますか。ああ、いいことだなと思う住民が多いと思いますか。それとも何でという住民が多いと思いますか。私は後者だと思います。ちょっとその辺、納得できる説明をしてください。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 今回の議案について若干説明をさせていただきます。

基本的には町と都市再生機構との東日本大震災に係る復興まちづくりの推進に向けた覚書というものを前に出した、いわゆるCM方式と。通常の状態では町がこの膨大な量の工事を発注するというような、それは非常に難しいというようなことでCM方式を選択したということとで議会の同意を得たということは議会の皆さんもご承知だと思います。ですから、今回志津川の市街地を整備に当たり、UR都市再生機構との間のパートナーシップに基づいて委託をして、その中で発注業務を含めてUR都市再生機構に担っていただくということは以前の議会で、また改めて申し上げますが、ご承認をいただいたということでご理解をいただけると思います。

今のこういう発注状況において、町が今回の事業を発注するということになる、いわゆる時期の問題、あるいは落札等の問題も含めて非常に難しいというような判断のもと、今回に

つきましてもUR都市再生機構に委託を選択させていただいたということでございますので、ご理解を頂戴したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今の説明、言われなくてもわかっているの。私の言っていることは、この中央団地で何事もなくやっていたら何も言わないの。だから、URがまた同じような内容でこのJVに発注したんでしょう、設計。そこを町がこれを見た段階でこれはだめですと言えなかったのかということです。問題を起こした業者なんだから。副町長が言っていることはわかります、そのとおりなんです。私が言っているのは何でそういうイカサマ業者を、またURが頼んだやつを町がはいはいと受け取るんだということを言っているんです。そうじゃないですか。もう言ったってわからないようですね。

まあいいです、はい。いいから、答弁できないんだから。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 小野寺です。

今言いましたように、なかなか納得できにくい状況ではありますけれども、再発防止策とかいろいろ出ておりますようですし、復興の進捗にもかかわることだとは思いますが、ですので、その辺のことをきっちりやっていく体制が必要だと思います。その辺の体制をもう一度確認したいと思います。

それから、県からの委託の部分もありますので、県がどのようにこれを確認していくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 体制と県のかかわりということで、2点でございました。

体制につきましては、今般、中央団地の施工不良ということがございましたので、再発防止対策ということで委員会でもちょっと話をさせていただきましたが、CMJVでは品質管理室というものを7月1日に新たに設けているというところもございますし、URでもUR本部から品質の確認の人を派遣するというところでございますので、体制は以前より強化されていると思ってございます。

また、県のかかわりでございますが、県につきましては、例えるなら町と同じような立場なのかなと思ってございます。実際自分たちで発注したところじゃないので、発注しない業者に多分いろんな指示を出すということはなかなかはばかられるのかなということが考えら

れます。あれば町を通してとかそういうふうになると思います。実際できたものに対して確認をするということに関しましては、出来形管理の表であったり、施工写真であったり、見えなくなるものは写真管理でちゃんとできているものを、確認できるものをチェックして完成を認めていただくという形になるのかなと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後1時59分 休憩

午後2時00分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろご懸念をいただいたご意見等も頂戴しましたが、先ほど特別委員会の中で説明をさせていただきましたが、いわゆる再発防止ということで、実は徹底をするということで業者にはURを含めて我々としても指示をしっかりと出してございますので、今回、このような受注ということになります。いずれにしましても、しっかりと工事をさせていただくということについて、改めて私からもお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今までも出ましたけれども、やはり町での現場確認。それから県では現場確認には来ないのでしょうか。その辺、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 県の現場確認ということで、ちょっと県でのかかわりを正確に確認しているわけではございませんが、もし私が県の立場で県の監督員であったならばということでお話をさせていただきます。

町に委託をした形で工事をやってもらうという場合であっても現場はちょくちょくと見に来るのかなと思ってございます。橋の前後は、町に今回受委託で町が受託しますけれども、その前後は県で直接工事をしてございますので、監督員は折を見て現場の確認をしていると思っておりますので現場確認等は目にするのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 及川です。

1点お伺いいたします。以前に私、国道の渋滞の件で12月までに渋滞が回避、大森のほうを抜けるようにしたらいいのではないかという、たしか5月ぐらいだったと思うんですけども、質問に対して12月ぐらいまで橋ができれば渋滞は回避できるというような話をお伺い

しましたけれども、この工事によってどのような、早まるのか、予定どおりそれが回避になるのか。

それから、やはり今まで前者の人たちも話していましたがまだ問題が解決しないうちにこうしたまたUR、そしてJVにというようなことで、議会として私たちの立場上うまくないなということを申し上げますけれども、多分URの方も誰かがこのモニターを聞いているかもしれないかもしれませんが、確かに褒められたものではないと思います。そういうことを危機感を持ちながら今後の施工に携わっていただきたいと思いますが、その辺のご答弁、もう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まず国道の渋滞に関連しまして、今回の工事が12月までである程度施工してという形で渋滞緩和に関連するのかなというご質問でございますが、今、新井田川の一番下流側のところに県道の清水浜志津川港線の曙橋というものを県でかけています。上部工まではかけ終わりました。その橋梁の護岸工と漁港の防潮堤の端部の施工をしてございますので、その施工をすると橋のすぐ裏の盛り土ができて曙橋を通行できるというふうになるのかなと思っております。その県から聞いている内容でございますが、その曙橋を通れるのが、施工は12月まで完了させますと、通るのは1月ごろですかねという話を聞いてございます。今回の工事、橋梁4橋、新井田川に関しては4橋の上下流の護岸工事等の工事でございますが、この曙橋の上流側の橋からということの業務委託でございます。

それとURの関係でございます。当然こういう形のモニター等で確認しているとは思いますが、私からもそういう話をさせていただきます。町長からもさせていただきますので、今後は施工不良等ないような確実な施工をお願いしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 渋滞回避については県の防潮堤関係の絡みもあるようですけれども、12月完了で1月からの通行といいますけれども、私は12月から緩和されるのかなというような思いがありました。とにかく朝晩のラッシュは大変でございます。一般町民、それから国道45号線を通る方々に多大なご迷惑をかけていますので、そのためにも県をつついて、1月を待たないで完成と同時にすぐ使えるようなそういう説得をしていただきますように努力していただきたいと思っております。

そして、曙橋から上の4橋ですけれども、平成31年3月までの工期になっていますけれども、大体その4橋のどの部分が一番最初にできるのか、その辺ちょっとご説明をお願いいた

します。一緒に4橋が全部完成するのか、一つずつやっていくのか、その辺お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まず県道にかかる曙橋でございます。町としましてもできるだけ早くかけていただきたい、早く通行させていただきたいということは従来からずっと話をさせていただいておりますので、その中で12月完成、1月からかなという話を聞いてございますが、また折を見て少しでも早くということは伝えさせていただきたいと思っております。

それと新井田川にかかる4橋でどこが一番先にできるのかということでございますが、まだ詳細に施工の方法等の、どこから着手してどこを一番先にするというところまでの打ち合わせまではしてございません。

ただ、道路完成の目標というものがございまして、天王前橋と天王山橋、天王前が高台避難道路の橋でございますし、天王山橋が高台の団地を結ぶ連絡道路の橋でございますが、今の町の予定、URから聞いている予定ですが、どちらが早いかというと高台避難道路のほうが若干開通が3カ月、4カ月早いと聞いていますので、どちらが早いかというとその程度の話しかちょっとできないんですけれども、今後、どこから着手してどの順番でということは詳細に詰めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 住民の人たちが高台に移ってくるとやっぱり交通面なんです。道路が最重要なものですので、その辺、避難道が優先するというただいまのお話ですけれども、そこに力を入れておくれのないようにやっていただきたい。そしてまた、このような中央団地にまだ解決していない部分がある中での工事、そして発注ということになりますので、心してかかっていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、先ほど前議員とのかかわりもあるんですが、天王前橋の高台避難道路、そして天王山橋の連絡道なんです、これから工事ということなんですけれども、工事をするほうとしては、大体いつも私聞くんですが、いつごろ通れるような見通しなのか、それは進捗状況によって変わるんでしょうけれども、三陸道じゃないんですけれども、

ずうっと聞いていてある日突然来月30日とかそういうこともあるものですから、私たちが住民の方に説明する上でも、大体今工期が出ていますが、幾らぐらいを課長は見ているのか、もし現時点でわかるところで伺えればと思います。

あともう1点なんですけれども、先ほどから言われているURなんですが、CM方式ということでずうっと震災後やってきたんですが、震災から5年以上たって当時の状況とは違ってきているんでしょうけれども、お願いしかけていた都合上、今後ともURと一蓮托生みたいな形でいくのかどうか、そこだけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 道路がいつごろできるかということでございます。いろいろな方から、また、さきの議会でも後藤議員からもそういう図面をつくらないのかという話をされてございます。町長からもそういう図面をつくれという指示も受けております。今製作中でございます。もうそろそろ公表できるかなと思ってございますが、ただ、内容的には大体このぐらいの予定ということで、工事の進捗上、やっぱり若干前後するということがありますので、その辺は注意書き等を書いて公表をしていきたいと思ってございます。今ご質問のあった高台避難道路はいつごろという話でございますが、今の予定ですと平成30年1月というふうに記憶してございます。それと天王山橋の連絡道路の橋でございますが、ここを通れるようになるのが平成30年4月というふうに記憶してございます。

それと2点目、今後ともURと業務委託契約するのかということでございますが、震災後に東日本大震災におきます復興まちづくりに関するパートナーシップということで、URと覚書というものを結ばせていただいております。この志津川地内の工事につきましてはURお願いしますよということでございますので、今言えることとしましては、今後ともURをお願いするのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 最初の2つの道路に関しては平成30年ごろということで、わかりました。

2点目のURとの件なんですけれども、今課長から覚書ということも出ましたが、その覚書にある程度期日ということが決まっているのかどうかだけ。例えば締結したときから5年後とかもしくは10年後、それじゃなければ復興が、完全に工事が終わるまでとかあると思いますので、そのこのところ、もしこの場で確認できるんでしたらその件を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 期限としましては、平成31年3月31日となってござい

ます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第142号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第142号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第143号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第143号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成28年第8回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時15分 閉会